

みんなで
地域振興!!



東通村地域振興商品券に関する

「取扱事業者」の募集

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種イベントも中止となっている現状を踏まえ、中止となったイベントの予算を有効に活用し、村民への還元並びに、地域における消費を喚起、また下支えすることを目的に、全村民へ「地域振興商品券」を配布し、生活維持必需品(食料品・灯油など)の購入等に使用し、地域経済の安定と活気のある生活に繋げていくためのものです。

東通村
地域振興商品券
の概要

- ◆村内の登録店のみで使用できる1セット10,000円(500円券×20枚綴)の商品券を東通村全村民に配布します。
- ◆村内の登録店でお買い物ができ、登録店の売上の向上が図られます。

募集対象 商工会員のほか、商工会員以外の個人・法人も可能です。
※商工会員以外の方は、確定申告書(写)又は、所得証明証(写)を添付願います。

募集期間 令和3年9月～10月上旬まで
※商品券利用期間中は随時受付が可能です。

登録手続 裏面の「登録申請書」を東通村商工会に提出してください。

●商品券取扱について

1.利用期間

・商品券の利用期間 **令和3年10月20日(水)～令和4年2月28日(月)** までです。

2.商品券取扱い上の注意

- ・釣り銭は出さない。
- ・期限を過ぎた商品券は、受け付けない。
- ・以下のものには使用できませんので、お気をつけてください。

- ①不動産や金融商品
- ②換金性の高いもの(商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカードなど)
- ③公共料金等の支払(税金・電気料金等)
- ④風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2号第5項に規制する性風俗関連特殊営業において提供される役務

3.換金

- ・換金期間: **令和3年11月1日(月)～令和4年3月10日(木)**
- ・換金は、全て口座振込による対応となります。
- ・換金につきましては、登録終了後に送付する換金スケジュール表をご覧ください。

※その他、質問事項や商品券に関わる相談については、東通村商工会までお気軽にお尋ねください。



東通村キャラクター かんだちくん

〈 お申込み・お問合せ 〉東通村商工会 ☎48-2081

受付No.

令和 年 月 日

東通村地域振興商品券に係る 取扱事業者登録申請書

東通村商工会長 殿

下記のとおり、地域振興商品券に係る取扱事業者の登録について申請いたします。

屋号・商号	フリガナ		
代表者名	フリガナ		
業 種		主な取扱品 ・サービス	
店舗所在地	東通村大字	T E L	() -
	(本店・支店)	F A X	() -
商品券換金の際の受取金融機関	金融機関	銀行 信用組合 信用金庫 農 協 漁 協	支 店 支 所
	預金種別	普通・当座	口座番号
	口座名義	フリガナ	

不正使用に関する誓約

地域振興商品券を不正使用しないことについて、ここに誓約いたします。

代表者(自署)

※本書に記入いただいた個人情報については、本事業の目的以外には使用いたしません。

◇申 込 先／東通村商工会(東通村大字砂子又字沢内9-35)

TEL: 0175-48-2081

FAX: 0175-48-2083